

| 平成29年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第4日）                        |                |                   |              |       |       |       |
|--|----------------|-------------------|--------------|-------|-------|-------|
| 招集年月日  | 平成29年6月9日      |                   |              |       |       |       |
| 招集の場所  | 太良町議会議場        |                   |              |       |       |       |
| 開閉会日時及び宣告  | 開議             | 平成29年6月16日 9時30分  |              |       | 議長    | 坂口久信  |
|  | 閉会             | 平成29年6月16日 10時39分 |              |       | 議長    | 坂口久信  |
| 応（不応）<br>招議員及び<br>出席並びに<br>欠席議員<br><br>出席11名<br>欠席0名 | 議席番号           | 氏名                | 出席等の別        | 議席番号  | 氏名    | 出席等の別 |
|  | 1番             | 待永るい子             | 出            | 7番    | 平古場公子 | 出     |
|  | 2番             | 竹下泰信              | 出            | 8番    | 川下武則  | 出     |
|  | 3番             | 田川浩               | 出            | 9番    | 久保繁幸  | 出     |
|  | 4番             | 坂口久信              | 出            | 10番   | 末次利男  | 出     |
|  | 5番             | 江口孝二              | 出            | 11番   | 下平力人  | 出     |
|  | 6番             | 所賀廣               | 出            |       |       |       |
| 会議録署名議員  | 6番             | 所賀廣               | 7番           | 平古場公子 | 8番    | 川下武則  |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名                                    | (事務局長)<br>西村芳幸 |                   | (書記)<br>福田嘉彦 |       |       |       |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名                          | 町長             | 岩島正昭              | 農林水産課長       | 永石弘之伸 |       |       |
|  | 副町長            | 永淵孝幸              | 税務課長         | 藤木修   |       |       |
|  | 教育長            | 松尾雅晴              | 建設課長         | 浦川豊喜  |       |       |
|  | 総務課長           | 川崎義秋              | 会計管理者        | 大岡利昭  |       |       |
|  | 財政課長           | 西村正史              | 学校教育課長       | 津岡徳康  |       |       |
|  | 企画商工課長         | 田中久秋              | 社会教育課長       | 野口士郎  |       |       |
|  | 町民福祉課長         | 田中照海              | 太良病院事務長      | 井田光寛  |       |       |
|  | 健康増進課長         | 小竹善光              |              |       |       |       |
| 議事日程   | 別紙のとおり         |                   |              |       |       |       |
| 会議に付した事件   | 別紙のとおり         |                   |              |       |       |       |
| 会議の経過  | 別紙のとおり         |                   |              |       |       |       |

## 平成29年6月16日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 平成28年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 平成28年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 報告第3号 平成28年度太良町山林特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第4号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第32号 太良町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について
- 日程第6 議案第33号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第34号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 日程第8 議案第35号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第36号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第37号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第38号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案一括上程  
町長提案 議案第39号～議案第47号  
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第39号 監査委員の選任について
- 追加日程第3 議案第40号 農業委員会委員の任命について  
議案第41号 農業委員会委員の任命について  
議案第42号 農業委員会委員の任命について  
議案第43号 農業委員会委員の任命について  
議案第44号 農業委員会委員の任命について  
議案第45号 農業委員会委員の任命について  
議案第46号 農業委員会委員の任命について  
議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 追加日程第4 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択

に関する請願について

追加日程第5 意見書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書(案)の提出について

---

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達していたしておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表とお進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第1号 平成28年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

給食センターの施設設備整備事業ということで、先日私たちも現地に内覧会ということで見させてもらいました。とてもすばらしい施設ができていると思います。それで、いろいろ設備も新しくなっておりますし、今までの給食センターとは随分また勝手も違うと思います。

それで、確認のため何点か聞きますけれど、2学期からの供用開始と聞いておりますけれど、それまでの準備期間といいますか、スケジュール的なものはどうなっているのかちょっと聞きたいと思うんですけども。例えば何月ごろものを運んでとか、それから何回ほど試しにやってみたりとか、そういったものはどうなっているのかというのをお聞かせ願いますでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

給食センターの稼働までの今後のスケジュールでございますけれども、8月3日に第1回目の試運転をいたします。その後、8月9日に多良小と大浦小に対しまして給食の試食を行います。登校日に合わせます。それと、8月21日に多良中、大浦中に対して試食を行います。これも登校日に合わせます。最後に、8月23日に4校同時に試食を行います。これも登校日です。そこまでを行いまして、9月に入りまして2学期の給食の本格的な開始になるという段取りで考えております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

試運転からあと何回か試食を兼ねて本格的な供用に至るということで、昨今県下でも異物混入のほうが結構起きていると聞いておりますので、そういうことがなきように万全を期して始めてもらいたいと思います。

2点目ですけれど、新しく給食センターなりまして、今までの施設と変わった点、どういった点が新しくなったのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

例えば、ちょっと内覧会で見ました限りで申しますと米飯をするようになったとか、また例えばアレルギーの対応室がきれいなのができたとか、そういったところから以前とは違う、どういった点が給食センターが新しくなったのかという点を教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

具体的に変わったところといいますと、まず大きく変わったところはドライ方式に変わった、つまり給食の調理環境が乾いた環境で行われることになります。そういうことになりまして、衛生面で非常に基準が上がったということになります。

それと、全面的な米飯給食になります。パンはもう行わない。全部米飯で行います。大きく変わったのは、その点が2つだと思っております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

それでは最後ですけれど、2学期供用開始になると思えますけど、そのスタート時点で何食の提供になるのか。2学期スタートするとき、例えば800食とか900食とか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

約700食をめどに調理の計画をしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

今回の繰越計算書の件につきましては、継続費の総額が6億3,000万円の中で、今回翌年度の通次繰越額1億1,100万円となっておりますが、この繰越額の事業内訳といいますか、執行内訳というのは29年度に何を繰り越されたのか、事業としてお尋ねいたします。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

通次繰り越しの1億1,100万円につきましては、本来でしたら平成29年度の現年度予算で執行すべき事業でございました。その点が、補助の対象事業を純粹に抽出した数字が1億

1,100万円。これは、国の補正予算に対応いたしまして28年度で前倒し予算となりましたので、太良町の予算も28年度に前倒しをいたしましたが、現実的には執行は不可能でございましたので逡次繰り越しをお願いして、こういった形になっておるものでございます。

内容につきましては、アレルギー室の整備、それと米飯給食の整備及び増改築分の一部がこの1億1,100万円に含まれておるものでございます。

以上でございます。

**○10番（末次利男君）**

去る14日に内覧会ということで現地を視察をさせていただきましたけれども、その感想として、外構工事といえますか、進入路あたりの工事が今盛んに行われて、なかなか運動場を渡っていくというような不便な状況の中で内覧会がありましたけれども、そういった外構工事、あるいは植栽があるのかどうなのか、そういったことも含めて、今アレルギーと米飯という答弁でございましたけれども、そういったものはこの工事の中に当然入ると思いますけれども、それはそうでしょ。それはアレルギーと米飯だけじゃありませんね。

**○学校教育課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

今現在行っております進入路の工事につきましては、平成29年度の単独事業でございまして、この補助対象事業のほうとはまた別個ということでお考えいただければと思います。

以上です。

**○10番（末次利男君）**

それで、3月の定例議会の中で補正予算が予定されまして、基礎工事の軟弱のために追加補正という形で266万4,360円の追加補正がございましたけれども、この予算執行は繰り越しなのか、29年度に執行されたのかお尋ねします。

**○学校教育課長（津岡徳康君）**

平成28年度で予算を計上させていただきました進入路の整備工事につきましては、この工事の内容に入っているものでございます。

以上でございます。（「いつの工事。よう聞いてって」と呼ぶ者あり）

**○議長（坂口久信君）**

末次君、もう一遍よかですか。

**○10番（末次利男君）**

補正予算は、予算執行は29年度か28年度か。

**○町長（岩島正昭君）**

議員御質問の基礎工事ですけれども、これは当然一番初めに着工するものだから、繰り越しではございません。当初予算の範囲内で入っております。

**○6番（所賀 廣君）**

さっきの末次議員の質問の中にちょっとありましたが、今の進入路、増田建設さんが1,000万円ちょっとくらいでしたか、落札されて今現在進行中ですが、ここの完成がいつになるのかというのと。それから、当然運動場がかなり狭くなって、中学校の運動会のトラックづくりあたりかなり苦労されたと思います。狭くなってやりにくいなという感じがあったと思いますが。

まず、今の進入路の完成予定日と、それから今後こういった運動会のトラックづくりには、どうしようもない部分があるでしょうが、何かいい手だてとか考えてられますか。

**○学校教育課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

進入路の完成予定につきましては、7月24日の落成式前までには完了するように依頼をしているところでございます。

それと、中学校の運動場の活用につきましては、給食センターの建物ができた関係で、従来立てられていた地区用のテントを立てにくくなった、またトラックが非常に建物と隣接してしまっただけで圧迫感を感じるというような声を聞いております。このことにつきましては、学校の現場のほうと調整をとりながら、よりよい方向で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**○6番（所賀 廣君）**

進入路を7月24日の落成式までにはということですが、これに付随してといいますか、以前からの懸案事項だと思いますが、山下文具店さん前の道路ですね、これは以前の意見では小学校のプールなどを壊す予定であるというふうに聞いてます。その辺の道路の整備、要するに搬入、搬出をするわけですので狭いと思います。その辺は今後どういうふうに計画されていくのか。

**○学校教育課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

平成30年度に多良小学校のグラウンドの総合的な環境整備について計画をいたしております。それにつきましては、小学校のプールを含め運動場の排水対策、またあわせまして山下文具店前の町道の拡幅などを織り込んでおりますけれども、今のところ全体計画をPTAや学校等にお知らせをいたしまして、意見を聴取しておるところでございます。その中での意見を取り込んだ形で、平成30年度に向けた計画を今から方針を固めていくという段階でございます。

以上でございます。

**○6番（所賀 廣君）**

平成30年度をめどにということですが、いまだ多良中学校という看板といいますか、サインが寝たきりでそのままになっておりますが、その辺のところもなるべく早く校門、共用の

校門になるのかどうかわかりませんが、その辺の校門の整備についてはどのようなお考えですか。

**○学校教育課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

校門の整備につきましては、現段階では多良小と多良中を共用化して校門を1つにするという案を考えてはおりますけれども、これにつきましてはプールの撤去が前提でございます。ただし、プールの撤去につきましては学校教育の関係と非常に密接に深い関係がございまして、今後どのようにやっていくのかまだ不透明でございますので、プールと校門というのは非常に密接に関係しておりまして、今のところ未定でございます。

しかしながら、御指摘のとおり置きっ放しになっておる中学校のサイン、そんなところにつきましても適切に対処をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○8番（川下武則君）**

せっかく給食センターが新しくなるんですけど、機械のほうも最新のやつも入って、非常にいいのかなと思うんですけど、ただ一つ、私たちも一緒ばってんが、新しい店が結局オープンしたらその店の味はどうだろうとか、結局建物ばかりよくて味のほうとか、結構つくる釜一つにしても、今までと違うといえますか、給食センターが、そこら辺でも味がまいちだとか、そういうのを子供たちが感じないように、3回の試食が登校日にあるみたいなんですけども、そこら辺でアンケートをとったり、子供たちに、今までの給食とはどうだったかなとか、そうやってできれば子供たちが本当に喜んでもらえるような給食センターといえますか、私も一緒ですけど、食べるものに関しては皆さんも口が肥えとるといとか、子供でも、そこら辺が少し微妙なところが結構あるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の対策はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

**○学校教育課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

給食センターが新しくなりましたので、安心・安全が最も一番重要ではございますけれども、味につきましても鋭意頑張っ取り組んでまいりまして、子供たちが喜んで食事ができるような形で進めてまいりたいと思います。

アンケート等につきましては、ちょっと持ち帰らせていただきまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○8番（川下武則君）**

できれば何回も、試食会をいっぱいせろとは言わんばってんが、教育長あたりは随時行って、つくっているのを食べてみて、味はどうかなとか、今までおいしいものをいっぱい教育

長あたり食べているんで、いやこれはちょっと味がもうちょっとあれじゃないかなとか、そういうのがわかると思うんですけど、そこら辺を吟味してもらいたいと思うんですけど、教育長いかがですか。

**○教育長（松尾雅晴君）**

新しい給食センターを50年ぶりに建てていただいたというようなことで、非常に調理人さん等もあいた時間帯にあそこに行って、ちょっと頭の中ですけれども、いろんなそれぞれの分担、分担、そういったものを重ねていき、よりよき給食をとというふうに思っております。

議員さんののを参考にさせていただきますして、子供たちにおいしい給食、安心・安全の給食をとという思いでおります。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

**日程第2 報告第2号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第2．報告第2号 平成28年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○10番（末次利男君）**

今回、一般会計の繰越明許費の計算書が示されておりますけれども、4つの項目について繰り越されておりますが、03の民生費の臨時福祉給付金の給付事業について75万円の翌年度繰り越しということになっておりますけれども、現在何名ぐらいの予算執行者で、執行額は出ておりますけれども、何名ぐらい受け取って、何名になるのか。

それと、保健体育費についてですが、635万円ということで、これは輸送車ではなくて車両のことであると思っておりますけれども、いつ納車はされるのか。

それと、災害復旧事業費の1,700万円、これは災害の種類と件数、それと補助率、この辺を教えていただきたいというふうに思います。

**○町民福祉課長（田中照海君）**

お答えいたします。

繰越計算書の民生費、臨時福祉給付金給付事業の現在の執行状況というお尋ねでございますが、これは簡素な給付措置ということで、単価が1万5,000円の給付でございますけれども、5月末現在で1,834人になっております。当初の見込みからすれば83.3%の方を交付しております。

ちなみに申請期間が6月15日までとなっておりますので、一応きのうまでの申し込みということですが、もう少しふえてくるかとは思っています。

以上です。

○学校教育課長（津岡徳康君）

給食配送車の納車の期日についてお答えします。

4月21日に納車をいたしております。

以上でございます。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

災害についてですけど、種類ということですけど、種類というのは全部の種類ということによろしいんですか。全体の。（「農地なのか水路なのかどうなのか、そういった趣旨」と呼ぶ者あり）

農地と施設でございます。済みません、間違えました。今回、29年度に施行する分が農地、水田の分のみです。16件です。

補助率につきましては、農地につきましては95.2%の補助率でございます。

済みません、施設のほうについてちょっと今資料を持っていませんので、済みません。

○10番（末次利男君）

この災害復旧についてお尋ねしますが、今補助率が95.2%ということで、要するに災害に査定に通ったところがこれになって、災害に出されて査定に通らなかった件数は何件ありますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

災害に通らなかった件数ということですけど、申しわけありませんけど資料を持ち合わせておりません。たしか四、五件だったかと思えます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第2号を終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 報告第3号 平成28年度太良町山林特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

山林特別会計の繰越明許の計算書でありますけれども、この繰り越しの理由として、国の補正予算により翌年度の実施となるために、この間伐等森林整備促進対策事業委託料は繰り越すという提案理由の説明があっておりますけれども、本来、補正予算というのは当初予算にないものを事業化、予算化するというのが補正予算というふうに私は理解しておりますけ

れども、補正予算のために繰り越すという意味はどういう意味なのか。これは、財政課長に補正予算の意義をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

まず、当初予算というのを年度頭に作成いたします。その後、どうしてもその中で急がなくてはならないと、例えば災害等ですね。それともう一つは、国の政策でどうしても年度内にずれ込んだと、その中の予算化をしなくちゃいけないと、そういった突発的な予算を計上するのが補正予算というふうに捉えております。

以上でございます。

**○10番（末次利男君）**

まさに私もそういうふうな理解をしておりましたけれども、当然補正予算の都合で翌年度に繰り越すという意味は、これは国の都合ですか、現場の都合ですか。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

お答えいたします。

今、補正予算のあり方について御質問かと思えますけれども、これにつきましては当初29年で要望していたものが、規模が縮小されて28年に補正対応となるというようなことで、2月初旬に計画書の承認申請、補助金の交付申請、それから補助交付決定というふうな形で28年度に参りましたので、そのことからどうしても年度内の執行は難しいというようなことで29年度に繰り越してな形で処理をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○10番（末次利男君）**

計画より前倒し予算がついたということですね。そが言えればすぐわかつとですよ。

あと、財源の内訳ですけれども、県の支出金が1,300万円あるわけですからけれども、これは財源の内訳の中に未収入特定財源と既収入特定財源というのがあるんですよね。これは財源は当然前年度に予算化してあると思いますが、これは既収入特定財源じゃないんですか。まだ未収入ですか。予算的にはないんですか。どうなっておりますか、その辺は。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

お答えいたします。

29年度に入ってくる予算ということになります。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、以上、報告第3号を終わります。

**日程第4 報告第4号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第4．報告第4号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の

報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第4号を終わります。

#### 日程第5 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第32号 太良町地域優良賃貸住宅管理条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

議案第32号についてお尋ねしたいというふうに思います。

提案理由の中に、地域優良賃貸住宅の制度要綱ということで平成19年3月28日付の国住備と読むんですかね、第160に基づいてこの事項を定めるということになっています。

この地域優良住宅制度要綱につきましては、29年4月26日に国住備第17号において最終改正が行われております。したがって、最終改正に基づいて必要な事項を定めるのが当然だというふうに思いますけれども、もし19年3月28日付になっているとしたら、改正された点、19年3月28日付の文書と29年4月26日に改正された内容が違ったら、その分内容も違ってくるというふうに思いますので、それに基づいてするのが当然だというふうに思いますけれども、その辺はどうなのかというのが1点です。

それと、次のページの条例案ですけれども、定義の中の(1)、地域優良賃貸住宅という用語の説明がありまして、町が地優賃って書いてあるんですよ。この意味がちょっとわからなくて、要綱第22条の第9号の規定により建設及び管理する賃貸住宅ということになってますので、この用語の意義がちょっとよくわかりません。ですから、間違いではなかろうかなというような気がしてるんですけど、そこのところはどうかということと。

2条の第9号の規定により建設ということは、今回はPFIの事業でやるわけですから、地域優良事例の住宅には当てはまってくるのかなというような気がしていますので、その3点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

地優賃の制度要綱につきましては、平成28年3月29日の国住備第440号で最終改定が議員おっしゃるとおり行われておりまして、この最終改正に基づいて本事業を進めております。

続きまして、第2条の町がというところですけど、これにつきましては第1条の趣旨の中で、2段目ですけど、地域優良賃貸住宅制度要綱、（以下、地優賃要綱）というふうに書

いておりますので、ここが町が地優賃要綱ということで解釈をしてもらいたいと思います。

済みません、3点目についてもう一度お願いできますか。

**○2番（竹下泰信君）**

3点目がそれですけども、2点目が要は19年3月28日付の国住備第160号に基づいてということになってますけれども、29年4月26日に最終の改正があつてますので、29年4月26日付の第17号にするべきじゃないかと。この文書どおり読んだら、19年の文書と29年の文書の差があると思います、どの辺がどう改正されたのかというのが。ですから、29年4月26日の改正内容に従ってこれをやるべきではないかということです。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

この表記につきましては、一番当初の平成19年3月28日付と明記するのが本来かと思っております。

それと、この19年度と28年度の違いということですけど、今私の手元に当初の19年の当時の資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えできません。

以上です。済みません。

**○2番（竹下泰信君）**

最終改正ということで、これはホームページのほうから、国土交通省のを引いたんですけど、29年4月26日の国住備第17号が最終改正ということになっておるんです。ですから、28年度からさらに改正されているというふうに思います。思いますというかそうなりますので、それ確認をぜひしてもらって、それに基づいた内容にするのが本筋ではないかということです。

**○総務課長（川崎義秋君）**

お答えします。

ここで平成19年となっておりますのは、この制度要綱が最初に公布された年月日であります。途中何回も一部改正が出てきますけど、その一部改正については改正された部分だけの要綱になっておりますので、それが改正されて、全体的な要綱というのはあくまでも当初に公布された平成19年が基本となっておりますので、この表現の仕方でもいいというふうに思っております。

以上です。

**○2番（竹下泰信君）**

それは私も最初に要綱が作成された日かなというふうに思ってますけれども、それはこれで間違いないというふうに思いますけれども、ただ最終的な改正がされているわけですから、それは改正された内容に基づいて、これを読んだら19年3月28日付の国住備第160に基づくということになってますから、改正された内容が反映されないってことになるんですよ。で

すね。内容的にはわかると思うんですけど、実際この文書で読んでいったらそういうことにしかならないというふうには思うんです。ですから、この最終改正が29年4月26日に行われますよという表記をやっぱりしたほうがいいと思うんですけど。わかりやすいと思います。

**○総務課長（川崎義秋君）**

お答えします。

こういった表現については、あくまでも今の制度要綱というのは平成19年3月に公布された要綱が生きております。先ほども言いましたけど、一部改正をずっとされていますけど、一部改正の条文というのは、改正された部分だけですので、これがもし全部改正でしたら、その全部改正になったときの要綱が生きてきますけど、あくまでももともとの最初に公布された要綱が現在も生きているということになっておりますので、これでいいのかなと思っております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○10番（末次利男君）**

この管理条例の中の第3条、設置目的が掲げられております。

子育て世帯、その他地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供するため、地域優良賃貸住宅を設置するという設置目的がございますけれども、この子育て世帯というのはわかりますけれども、この条文の解釈についてですが、この特に配慮が必要な世帯というのはどういう世帯なんですか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

特に配慮が必要などということがございますけど、この入居者につきましては子育て世帯、新婚世帯、その他高齢者とかのという項目もございます。あと、その他で災害で困窮した方とか、そういう方もちょっと対象になっておりますので、こういう書き方をさせております。

以上です。

**○10番（末次利男君）**

それでは、そういう災害の被災者を対象にするとかそういったものが入っているとするならば、そういった災害というのは不測の事態で起こるわけですので、じゃあ予備の空き室を設けるということですか。

**○建設課長（浦川豊喜君）**

お答えします。

今現在では、災害用に特に空き室を1室とか設けるという計画は予定しておりません。

以上です。

○10番（末次利男君）

それと、指定管理者の業務について、第5条について3項目挙げてありますけれども、この(3)の中の町長が特に必要な業務というのはどのような業務が考えられますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この3番目の町長が必要と認める業務ということですが、明確にはお答えできませんけど、うちのほうで計画しております指定管理者にお願いする業務については、入居募集、家賃の徴収、あと建物等の維持管理、あと運営、以上の業務をお願いする予定でございます。以上です。

○10番（末次利男君）

その答えは(1)と(2)に書いてあるとですよ。ですから、そのほかに町長が必要な業務というのはどういうものが考えられるのかなというお尋ねですけど。わからんぎよかです。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 太良町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第33号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

指定管理者の指定についてということで今回上げられておりますけれども、議決日から平成60年3月31日ということで、30年間、360カ月になります。

本当に長期契約になるわけですが、私たちもずっとPFIのことでいろんな調査研究をした結果、非常に不安がいっぱいあるんです。今はいいけれども30年後、本当に入居が満杯状態になっているのか。92%にならんと大体破産するわけです。

そういうことの不測の事態が起きた場合、本当にPFI協会からはどこに帰責があるのか、

それは違反したところがある、違約金を支払うようになっておりますという説明がありますけれども、当然倒産した企業に違約金ば払う能力はないというふうに考えます。

そういった中で、この契約、そうした状況が発生した場合はまた改めてそういう契約を見直しができるのかどうなのか。例えばAという会社をお願いをしたけれども、Aの企業構成が違っていいとか、あるいは別会社でもいいとか、そういったことは今んとこ想定はされておるんですか。

#### ○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

先ほど議員が言われますように30年という長いスパンでございますので、今私たちでは、今の計画のまま行ってもらいたいというのがありますけど、何があるかは実際わかりません。

仮に入居率が92%を超えていけば、破産するということはまずありませんし、もし下がるようでしたらうちも指導とかを行って、入居率については上げるようにしていきたいと思えます。もし入居率が悪いようなことが長い期間あるならば、うちのお支払いする金額についての見直しをする必要があると思えます。

それにもし、SPC自体は今のところうちの事業だけですので破産ということは考えられないと思うんですけど、その中の構成員が倒産とか破産した場合は、残りの構成員でやっていくというふうに考えております。それでも、全部の構成員がそういうことで破産となった場合はうちは契約にのっとり、業務の打ち切りになりまして、その後につきましては町で直営で行うのか、また新たに指定管理者を選定するのかをそのときに検討したいと思っております。

以上です。

#### ○10番（末次利男君）

大体の課長の説明でわかりましたけれども、この30年間という長期スパンというのは、ここにおる人はほぼ滞在期間がない人ばかりです。

そういう中でこの人口ビジョン、太良町の人口ビジョンを見ておりましたが、本当にこのまま行けばこの対象者というのはどんどん減っていく状況にあるわけです。それを30年間にわたって92%の入居率を確保するためには、これは確かに至難のわざというふうに私は考えております。

そういったことで、この一般質問にも取り上げましたように、最初からある程度余力を持って進まない、なかなか将来にわたって入居率を確保するというのは厳しいというふうに思いますので、そういったことにつきまして再度御検討いただきながら、この初めての取り組みのPFI方式の定住促進住宅が成功に導くような対策をお願いして質問を終わります。

#### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第33号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第34号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第35号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

補正予算書の9ページ、一番下です、教育費委託金ということで、道徳教育の抜本的改善、充実に係る支援事業費の委託金ということで75万円上がっております。

道徳が小学校が平成30年度から、中学校が平成31年度から教科化されると。それで、多良

小学校と多良中学校がその道徳教育のモデル校として県から指定されたことに伴う委託事業の経費という説明を受けましたけれど。

道徳の教科化ということから聞きますけれど、教科化といいますと、まず教科というのは、教科書を使用して、またその教科ごとの免許があつて、またその教科について数値化して評価をします。それが教科の前提なんですけれど、この道徳が教科化されるということで、これはどうなんですか、そういった一般的な教科と同じようなもので数字で評価をするのか、ちまたでは入試に出るんじゃないかとかそういうことも言われてますけども、そこら辺の今回の道徳の教科化はどうなるのかというのを説明いただけますでしょうか。

**○教育長（松尾雅晴君）**

お答えいたします。

来年度から議員さんおっしゃるように小学校、道徳を授業として教科書を用いてやるわけですが、評価につきましては文章です。通常、通知表でいう5、4、3、2、1、そういう評価じゃなくて文章表現でいきます。

それから、これが特別教科の道徳と。そもそも滋賀県の天津事件、いじめ自殺、それに端を発しまして、それまでいじめ問題等につきましては生徒指導上の面で指導を行ってきたわけですが、非常に今日いじめ云々というようなことで、道徳の中でそういったいじめのほうも指導をしていこうと。従来ももちろん道徳も含まれとったわけですが、主に生徒指導上の面での指導だったというようなことで、今回道徳が教科として取り入れられるきっかけになったのは、そういういきさつでございます。

以上です。

**○3番（田川 浩君）**

道徳の教科は、数字で評価されるのではなくて、文章で評価するということですね。背景としては天津のいじめ問題を端に発するということでもあります。

それで、本町からも多良小と多良中がモデル校になるということで、まずそのモデル校になるということはどういったことになるのでしょうか。

**○教育長（松尾雅晴君）**

道徳の、中学校ですと再来年ですか、そういったことに向けて、それに向かつての実験校といいますか、先進的な取り組み、いろんな方法を取り組んでやってみてほしいと。県のほうでもそれぞれの、多良小中だけじゃなくて、去年はほかのところのように各地域地域で指定があつとります。

以上です。

**○3番（田川 浩君）**

そうしましたら、今回75万円というのが上がっておりますけれど、具体的な使い道といますか使途については、ざっとでよろしいですので、大まかなもので教えていただけますで

しょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

75万5,000円の補正予算額の内容につきましては、報奨金が11万円でございます。これは、道徳教育の抜本的改善のための講師謝金等でございます。

それと旅費、これは先進的な取り組みをされている学校への視察等の予算でございます。

それと、需用費といたしまして事務費関係の消耗品とか印刷製本費など、この教育にかかわる必要経費がここに計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第35号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第36号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第36号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第36号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第10 議案第37号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第37号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第37号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第38号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

環境水道課長は休みですけど、よろしいですかね。

予算説明書の中の水道の4……。

○議長（坂口久信君）

竹下君、一番最初に言いましたように環境課長が病気のために退席をしております。質問を控えていただければと思いますけれども。誰かかわりにぜひ答弁したいという方がおられ

たら別ですけれども。誰かおりませんか。

○2番（竹下泰信君）

原課に行って説明を受けたいというふうに思いますので。

○議長（坂口久信君）

わかりました。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第38号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第12 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第12. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 追加日程第1 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案一括上程。

町長提案の議案第39号から議案第47号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

本日提案いたします議案は、人事案件9件でございます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第39号は、監査委員の選任についてでございます。

本案は、現監査委員の木塚賢司氏が平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き木塚賢司氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所は太良町大字多良1810番地2、生年月日は昭和21年10月23日でございます。

次に、議案第40号から議案第47号までは農業委員会委員の任命についてでございます。

これまでの農業委員会委員の選出は、選挙による公選と推薦による選任の併用により行うこととされておりましたが、昨年の農業委員会等に関する法律の一部改正により、委員の任命は議会の同意を得た上で市町村長が行うこととなっております。

委員の定数につきましては、太良町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第2条の規定により8名となっておりますので、新たな制度における委員といたしましては、山口秀行さん、新宮義晃さん、小川龍也さん、水田武次郎さん、池田恵さん、川崎豊洋さん、秀島克博さん、中島ふぢ子さんを任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議のほうお願いいたします。終わります。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

#### 追加日程第2 議案第39号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第39号 監査委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第39号 監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

### 追加日程第3 議案第40号～議案第47号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 議案第40号 農業委員会委員の任命についてから議案第47号 農業委員会委員の任命についてまでの8件を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いをいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第43号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第44号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第46号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

追加日程第4 請願第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第4. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

#### 追加日程第5 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第5. 意見書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明

しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成29年第3回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。

**午前10時39分 閉会**

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子

署名議員 川 下 武 則